

対EU輸出水産食品の取扱要領

平成30年10月

厚生労働省医薬・生活衛生局
農林水産省消費・安全局
水産庁

対EU輸出水産食品の取扱要領

【目次】

(別紙) 対EU輸出水産食品の取扱要領	1
(別添1) 施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準	24
(別添2) 指名食品衛生監視員講習プログラム	52
(別添2の2) 冷凍船監視員講習プログラム	53
(別添3) チェックリスト (陸上で処理、加工等を行う施設の一般基準)	54
(別添3の2) 冷凍船についてのチェックリスト	64
(別添4) 魚病に関する証明事項の記載方法について	67
(別添4の2) 電子メールによる衛生証明書の発行申請手続き	71
(別添5) 養殖場等の管理についてのチェックリスト	72
(別添6) 生産漁船についてのチェックリスト	74
(別添7) 養殖魚介類を用いた対EU輸出水産食品中の残留動物用医薬品等のモニタリング対象物質	76
(別添8) 対EU輸出ホタテガイ等二枚貝の生産海域、浄化センター等の認定等に関する基準	77
(別添9) 対EU輸出ホタテガイ等二枚貝におけるマリンバイオトキシン(海洋性生物毒素)の検査法等	87
(別添10) 使用可能な洗浄剤及び消毒剤等のリスト<削除>	91
(別添11) 甲殻類及び軟体動物の微生物学的基準	92
(別添12) EUに輸出できない魚種リスト	93
(別添13) 危害が確認された各行程へのHACCP Decision Treeの適用	94
(別添14) 漁船等衛生監視者制度について	95
(別添15) 検査において基準を超える等の異常値を確認した場合の措置	99
(別添16) 養殖場等登録用・都道府県符号	100
(別紙様式1~33) 様式	101